

第4回定例会での議決結果

区長提出議案

可決したもの

補正予算

◇令和5年度足立区一般会計補正予算(第6号)

補正額△7億6千97万7千円  
予算総額 3千302億386万3千円

◇令和5年度足立区一般会計補正予算(第7号)

補正額 66億3千250万円  
予算総額 3千368億3千円  
636万3千円

◇令和5年度足立区国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

補正額△5千477万8千円  
予算総額 730億6千747万6千円

◇令和5年度足立区介護保険特別会計補正予算(第2号)

補正額△57億9千114万6千円  
予算総額 698億9千521万4千円  
(日本共産党足立区議団より  
反対討論あり)

条例

◇足立区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

オンラインで行う申請等に関し、本人確認の方法等の特例を定めるほか、規定を整備するもの

◇公益的法人等への足立区職員  
の派遣等に関する条例の一部  
を改正する条例

公益社団法人足立区シルバー人材センターを職員の派遣先に加えるほか、規定を整備するもの

◇足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与を改定するもの  
◇足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の期末手当の額を改め、及び勤勉手当を支給するほか、規定を整備するもの

◇足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

産前産後期間の保険料の減額に係るもののほか、規定を整備するもの

その他の議案

◇足立区文化芸術劇場の指定管理者の指定について

◇足立区勤労福祉会館の指定管理者の指定について

◇足立区立元洲公園及び生物園の指定管理者の指定について

◇足立区立校外施設の指定管理者の指定について

◇足立区知的障がい者大谷田グループホームの指定管理者の指定について

以上、5議案はいずれも指定管理者を指定するもの  
◇足立区生涯学習センターの指定管理者の指定について  
◇足立区地域学習センターの指定管理者の指定について  
◇足立区立図書館の指定管理者の指定について  
◇足立区地域体育館の指定管理者の指定について  
◇足立区営運動場の指定管理者

特別区道路線の認定について

Table with 4 columns: 所在地, 幅員(m), 延長(m), 面積(m²). Rows include 江北一丁目・二丁目・四丁目地内 and 西新井本町四丁目地内.

特別区道路線の廃止について

Table with 4 columns: 所在地, 幅員(m), 延長(m), 面積(m²). Row includes 西新井本町四丁目地内.

の指定について

◇足立区温水プールの指定管理者の指定について

◇足立区立千寿本町小学校温水プールの指定管理者の指定について

◇足立区総合スポーツセンターの指定管理者の指定について

◇「足立区介護保険事業者支援施設の大規模改修工事の実施に関する基本協定」の変更について

変更前 11億4千万円  
変更後 11億7千870万7千円  
相手方 社会福祉法人東京蒼生会

◇公の施設の区域外設置に関する協議について

毛長公園の区域外設置に関する協議について

◇六町駅自転車駐車場の建物・工作物の無償譲渡について

六町駅自転車駐車場の建物・工作物を無償譲渡するもの

◇郷土博物館展示部分改修業務委託について

契約方法 指名競争入札  
契約金額 2億6千895万円  
相手方 株式会社日展東京支店

◇権利の放棄について

図書館システムで管理している未返却図書資料に関する返還請求権を放棄するもの

◇議決を得た契約の変更について

東綾瀬中学校改築工事請負契約

◇和解について

区立中学校における体育の授業中に発生した歯牙欠損事故に関する損害賠償について和解するもの

◇損害賠償額の決定について

区が管理する敷地に生えている樹木の根が、隣接する相手方の宅地の地中まで伸び、排水管の内部に侵入したことにより、排水管を詰まらせる損害を与えたことに対する損害賠償額を決定するもの

議員提出議案

可決したもの

◇固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

内閣府は令和5年11月の月例経済報告において、先行きについては、「海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇や中東地域をめぐる情勢等の影響に十分注意する必要がある」として、小規模事業者を取り巻く環境も依然として厳しい状況にある。

こうした中、東京都が継続実施している「小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置」「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画

税の減免措置」及び「商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ措置」は、区民の過重な税負担を緩和し、厳しい経営環境にある小規模事業者にとっても、経営回復や事業継続への大きな支えとなっている。長期に及んだコロナ禍の影響や先行きの見えない物価高騰、本年10月に施行したインボイス制度等が区内小規模事業者の企業経営や区民生活に大きな影響を及ぼしている中、東京都がこれらの軽減措置を廃止すれば、地域経済の回復に大きな影響を及ぼすことが強く危惧される。

よって、足立区議会は東京都に対し、下記事項について強く求めるものである。

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税を2割減額する減免措置
- 3 商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。(東京都知事あて)

◇民営火葬場の火葬料金を届け出制とする法整備及び火葬料金適正化の推進を求める意見書

現在、特別区内には、公営2カ所、民営7カ所の火葬場があるが、足立区及び周辺区には公営火葬場がない。特別

区以外の自治体においては公営火葬場が多いのに対し、特別区内では民営火葬場が大半を占めている。営利を追求する民営火葬場は、原油価格の高騰等の影響を受けた際に、公営火葬場にはない燃料費特別付加火葬料(燃料サーチャー

ジ)を導入する等、公営火葬場に比べ火葬場利用料が高額になっている。

自治体や経営主体の違いで料金格差が大きくなりすぎるのは問題であり、民営火葬場を利用せざるを得ない住民にとっては大きな負担となっている。

墓地、埋葬等に関する法律は、「墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする」とし、その経営については、非営利性が確保されなければならない。

よって、足立区議会は国会及び政府並びに東京都に対し、民営火葬場を使用する住民が不利益を被ることのないよう、下記事項について強く求めるものである。

- 1 国は、火葬場における火葬料金を届け出制とし、公益目的に則って適正な経営が行われるための法整備を行うこと。
- 2 東京都は、都内の民営火葬場が公益目的に則って適正な経営が行われるよう指導するとともに、火葬料金の適正化を推進すること。

記

記

\* 足立区議会議会改革を全力で推し進める会は反対討論を行いました。議案に賛成した議員もいます。